

大分市総合計画第2次基本計画 検討委員会 第2回 防災安全部会 議事録

◆ 日 時 令和元年8月26日（月） 15:58～17:50

◆ 場 所 大分市役所 議会棟3階 第3委員会室

◆ 出席者

【委 員】

工藤 宗治 委員、足立 雅彦 委員、川田 裕三 委員、原 修平 委員、
足立 みゆき 委員、山崎 知真 委員、古賀 健治 委員、橋本 敬広 委員、
花宮 廣務 委員、幸 紀人 委員、木下 裕太郎 委員（計11名）

[欠席] 小林 祐司 委員（計1名）

【事務局】

企画課政策監 永野 謙吾、主査 中川 淳、主任 山香 仁（計3名）

【プロジェクトチーム】

消防局総務課 主査 足立 享、消防局警防課 参事補 川上 和宏、
道路建設課 専門員 矢野 圭、防災危機管理課 主査 長野 圭介、
市民協働推進課 生活安全推進室 次長 矢田 裕二（計5名）

【オブザーバー】

防災危機管理課 主査 立川 闘志也（計1名）

【傍聴者】

なし

◆ 次 第

1. 部会長及び副部会長の選出
2. 大分市人口ビジョンと第2期大分市総合戦略について
3. 各節の検討

第1章 防災力の向上

第1節 防災・危機管理体制の確立

第2節 治山・治水対策の充実

4. その他

<第2回 防災安全部会>

事務局

こんにちは。定刻前ですが、皆さんおそろいですので始めたいと思います。
ただいまから、大分市総合計画第2次基本計画検討委員会の第2回防災安全部会を開催いたします。
本日の司会をさせていただきます企画課の中川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
開会に当たりまして、本日は小林委員が海外出張中ということで欠席となっておりますので、ご報告させていただきます。
それでは、お手元にある次第に沿って説明をさせていただきます。また、資料は後ほどそれぞれ確認をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

1. 部会長及び副部会長の選出

事務局

最初に、次第の1. 部会長及び副部会長の選出です。我々防災安全部会におきましては、部会長と副部会長の選出が第1回の部会でできておりません。第1回の部会では、それぞれ事務局よりご提案をさせていただいて、第2回の部会で選出を行うことで皆さまにご了承をいただいておりますので、本日、皆さまにご承認をいただきたいと考えております。
先立ってお配りさせていただいております資料3の検討委員会設置要綱には、第7条第3項において「部会に部会長及び副部会長を一人置き、部会に属する委員のうちから互選により選出する。」となっております。
改めて、ご提案させていただきます。部会長には、大分工業高等専門学校 准教授の工藤委員、副部会長には、大分県交通安全協会 専務理事の足立委員をそれぞれ推薦させていただきたく存じます。皆さまよろしいでしょうか。

各委員

(異議なしの声)

事務局

ありがとうございます。それでは、部会長には工藤委員、副部会長には足立委員となりましたので、よろしくお願いいたします。
それではここで、部会長から一言ご挨拶をいただきたいと思います。

部会長

ただいま皆さまのご承認をいただき、大分市総合計画第2次基本計画検討委員会、防災安全部会の部会長を仰せつかりました工藤でございます。
部会長という重要なポストに推挙されまして、重責を担うこととなり、責任の重さを痛感している次第でございます。
当検討委員会は、大分市の行政運営を行う上での最上位の計画である「大分市総合計画第2次基本計画」の策定に関し、広く市民の意見を聴くため設置され、この防災安全部会では、防災・危機管理体制の確立や消防・救急体制の充実など、安心・安全な市民生活を実現する上で大変重要な分野を担当することとなっております。
皆さまにおかれましては、それぞれの視点から忌憚のないご意見をいただければと思っております。

本部会が有意義なものとなりますよう、委員の皆さま方のご協力をお願いし、ご挨拶とさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。

次に、足立副部長、自己紹介を含めて、一言よろしくお願いします。

副部長

副部長を仰せつかりました、大分県交通安全協会の足立と申します。

微力ではございますけども、市の総合計画が立派なものができますように、一生懸命ご協力をしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

本日は、私たち事務局、プロジェクトチームのほかに、企画課と消防局、それから後ほど防災局の職員が出席するようになっております。ご質問等の際には、それぞれ担当のほうからお話しさせていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

そのほかに、本検討委員会の公開につきましてお知らせがございます。

本市におきましては、市民の市政に対する理解と関心を高め、開かれた市政を推進するために各種会議の公開を行っています。本検討委員会も広く市民の皆さまにご意見をいただきたいという観点から、会議の公開と傍聴を行ってまいりたいと考えております。

本日は傍聴者の方はいらっしゃっていませんが、録音をさせていただいて、議事録としてホームページに公開することとしておりますので、皆さまのご了解のほど、よろしくお願いいたします。

次に、お手元に配付している資料の確認をさせていただきます。

まず、次第と書かれている資料、その2枚目に本日の配席表を置いております。

その次に、防災安全部会の日程表ということで、皆さま方からいただいた調整表の中で日程を決めさせていただいております。これは、最後のその他のところでご説明をさせていただきたいと思います。

続きまして、人口ビジョンについてということでお配りしている中のグレーの仕切り版についている分です。これは令和元年分で修正をしているものであります。

次に、総合戦略の概要版と素案ということで、緑の仕切り版になっている分です。この中に、A3の総合戦略の概要版と総合戦略の素案があります。後ほど詳しく説明させていただきます。

それから、A3横の黄色の仕切り版になっておりますが、素案の新旧対照表についてです。こちらについては前回もお配りしておりましたが、一部、総合戦略に関しての記述が追加になっています。説明いたしますと、3ページの素案の黒丸の横に⑤がついている取組については、総合戦略に関する取組であります。この記載が漏れている箇所がございましたので、差し替えということで1ページから18ページのものをつけております。

それから、資料につきましては、オレンジの仕切り版についております総合計画、総合戦略の進捗状況の一覧を配らせていただいております。

最後に、A3の横ですが、部会での意見及びこれに対する市の考え方等ということで、現時点では、皆さまから事前にいただいているご意見、ご質問等についての市の捉え方、考え

方と素案への修正の方向性について事務局で検討している内容を記載したものです。これについても後ほど説明をさせていただきます。

それから、左側には、第1回外部委員会での議事録と第1回の防災安全部会での議事録、それから、各会議のインデックスも配付をしております。

配付物等が多くなりましたので、こちらのほうでインデックスを用意して分けができるように配慮をしたところでございます。ちょっと書類が多くて申し訳ございませんが、ご了承くださいればと思います。

現在のところで過不足等ございませんでしょうか。よろしいですか。

各委員

(なしの声)

事務局

最後に、今日の市長の定例記者会見で発表いたしました、「わが家の防災マニュアル（風水害編）」ということで、これはできたばかりでまだ、皆様のご家庭には届いていないんですけども、今後、雨・台風等多くなる時期に向けて風水害に関する取組等が変わっているところがございますので、全戸配布する予定です。9月中旬から10月ごろにかけて、皆さまのご家庭のポストに入っていく予定になっておりますが、検討委員の皆さまには、二重になるかもしれませんけども、事前にお配りさせていただいております。

それでは引き続き、次第に沿って進めさせていただきます。

なお、議事の進行につきましては、検討委員会設置要綱の第7条第4項によりまして、部会長が行うこととなっておりますので、部会長のほうによりしくお願いしたいと思います。

部会長

皆さん、改めまして、こんにちは。

本日から本格的な議論になると思いますので、積極的なご意見をお願いします。

それでは、次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

議事の2番目、大分市人口ビジョンと第2期大分市総合戦略について、事務局より説明をお願いします。

2. 大分市人口ビジョンと第2期大分市総合戦略について

事務局

事務局の企画課の山香と申します。

私から、大分市人口ビジョンと第2期大分市総合戦略についてご説明させていただきます。

はじめに、大分市人口ビジョンからご説明いたします。こちらのグレーの冊子をご覧ください。

こちらは、平成28年3月に作成いたしました「大分市人口ビジョン」に直近のデータを加えるなど、現時点における時点修正を行ったものです。

表紙をめくっていただきまして、目次をご覧ください。

大分市人口ビジョンは、人口ビジョンの位置付け、対象期間など、大きく4部構成としております。

1ページ目をご覧ください。人口ビジョンの位置付け、対象期間です。

大分市人口ビジョンは、大分市総合戦略を策定するに当たり、本市における人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来を展望するものであり、まち・ひと・しごと創生の実現に向けた重要な基礎となるものと位置付けます。また、総合計画の策定に当たりましても、同様に重要な基礎となるものでございます。対象期間ですが、国の長期ビジョンの期間を踏まえ、２０６０年としています。

ここからは、前回策定した当時から状況に変化のあった箇所を中心にご説明いたします。

４ページをご覧ください。こちらは、人口動態の推移についてですが、出生や死亡からなる自然動態と、大分市への転入と大分市からの転出からなる社会動態の二つの推移を記載しております。

最初に自然動態ですが、出生数は１９７３年をピークに減少し、近年ではほぼ横ばいの状態となっておりますが、死亡数は年々増加しており、２０１７年には出生数を上回り、自然動態は減少に転じました。次に、社会動態については、転入超過が続いておりましたが、２０１４年、２０１８年は転出者が転入者を上回り、転出超過となっております。

続いて、５ページをご覧ください。大分市と県内市町村との人口の移動状況で、転出者、転入者ともに別府市が最も多い状況です。

続いて、６ページをご覧ください。こちらは、大分市と県外との人口移動の状況で、転出者、転入者ともに福岡県が最も多く、また、国外からの転入者が大きく増えており転入者が転出者を上回っております。

次に、７ページについてですが、年齢階級別の人口移動の状況で、転入者では６０歳以上が多くなっており、転出者では２０歳から２４歳が多い状況です。

続いて、１３ページをご覧ください。大分市の将来人口の推計です。２０１５年の国勢調査を基本とし、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研の数値を用い、将来人口を推計しています。社人研推計によりますと、このままの状況で人口が推移していけば、２０４５年には大分市の人口は４３．４万人となり、２０１５年比で４．４万人減少すると予測されております。また、生産年齢人口は減少、老年人口は増加し、高齢化率はおよそ３６％に達すると予測されております。

次に、２１ページをご覧ください。こちらは、目指すべき将来の方向性についてです。

基本的視点ですが、人口減少への対応は二つの方向性が考えられます。一つが出生者数を増加させ、人口構造そのものを変えること。もう一つは、首都圏への転出者の抑制と地方への転入者の増加を図ること。この二つの対応を同時に進めていくことが重要となり、自然増と社会増の両面から人口減少問題に取り組み、人口減少のカーブをできる限り緩やかにしていきます。

続いて最後のページ、２２ページをご覧ください。本市が目指す将来展望につきまして、自然増については、大分県の合計特殊出生率を踏まえ、２０３０年までに合計特殊出生率を２．０程度、２０４０年には２．３程度までに高めることとします。社会増につきましては、県外からの転入者を増やすことを目指しております。

このように、自然増対策と社会増対策に取り組むことにより、２０６０年の大分市の人口４５万人程度を目指すこととしております。本市においては、国が人口ビジョンの見直しを行わないことや、青色の折れ線グラフにありますように、前回の社人研の推計よりも上振れしていることなどからも、引き続き２０６０年に人口４５万人を目指すこととしておりま

す。

大分市人口ビジョンの説明については以上でございます。

引き続き、「第２期大分市総合戦略」についてご説明いたします。緑の部分です。こちらの１ページをお開きください。

最初に、総合戦略を策定する（１）趣旨についてです。

少子高齢化が進み、人口減少社会を迎える中、国では地方創生を重要政策として掲げ、人口減少を克服し、各地域の特徴を生かした、自立的で持続可能な社会を創造する取組が進められております。

本市においても、ついに人口が減少局面に入中、地方創生の実現に向けた切れ目ない取組が求められていることから、地方創生のより一層の充実・強化に取り組むため、第２期総合戦略を策定するものとなります。

続きまして、総合戦略の（２）役割・位置付けについてです。

まち・ひと・しごと創生法に基づき策定するもので、大分市人口ビジョンでは、２０６０年に４５万人を目指すこととしておりますが、この人口ビジョンを実現するための目標や施策等を取りまとめるものです。

（３）対象期間につきましては、２０２０年度から２０２４年度までの５年間といたします。

総合戦略については、こちらでご説明を終わらせていただきます。

続きまして、Ａ３カラー、横の「第２期大分市総合戦略素案の概要」と書かれた資料をご覧ください。

総合戦略素案作成の考え方ですが、先ほどもご説明しましたとおり、大分市総合計画の中から人口減少の克服や地方創生に直接つながり、かつ、優先的・重点的に取り組むものを抽出しております。また、国の総合戦略の基本方針２０１９で示された未来技術や人材育成、誰もが活躍できる地域社会といった六つの新たな視点を勘案しております。

次に、素案の概要でございますが、基本目標を四つ掲げており、一つ目は「しごととにぎわいをつくる」、二つ目は「人を大切にし、次代を担う若者を育てる」、三つ目は「いつまでも住み続けたいまちをつくる」、四つ目は「安全・安心な暮らしを守り、未来をつくる」としており、この基本目標の達成に向けて特に重要な指標として企業誘致件数や合計特殊出生率といった数値目標を設けております。

また、その右側になりますが、四つの基本目標の下には、工業・商業・サービス業の振興、農林水産業の振興といった基本的な施策により構成されており、基本目標の達成に向け、それぞれの施策に取り組むこととしております。

現在、国においても第２期の総合戦略の策定を進めており、現行の四つの基本目標などの枠組みは引き続き維持することとされておりますので、本市の第２期総合戦略においても四つの基本目標などの枠組みは引き続き維持することとしております。

ここで委員の皆さまに、こちらの大分市総合戦略についてどのようなご議論をしていただくかということについてご説明いたします。

基本的には、総合戦略だけをご議論していただくことは考えておりません。と申しますのも、先ほどご説明いたしましたように、大分市の総合計画の中から人口減少の克服や地方創生に直接つながる施策を抽出したものが大分市の総合戦略となるため、総合計画のご議論を

していただく際、総合戦略に関連する内容につきましては、地方創生を実現するという観点を考慮してご議論していただければと考えております。参考までに、資料の一番右に関連する部会名を記載しております。

なお、総務部会のほうで四つの基本目標や総合戦略全般についてご議論いただくよう考えておりますので、申し添えます。

続きまして、「大分市総合計画第2次基本計画（素案）」からどのような内容を抽出したか、抽出した内容等についてご説明いたします。

資料については、黄色のインデックスの新旧対照表をご覧ください。

こちらの3ページから抜粋してご説明させていただきます。主な取組の部分についてですが、それぞれの取組の前に㊟と書かれたマークが付いているものがあるかと思えます。こちらが総合戦略に抽出した内容となっております。例えば、こちらの「防災・危機管理意識の高揚について」ですが、総合戦略の素案の37ページに記載しております。このような抽出作業を行い、総合戦略を作成しております。

以上で、第2期総合戦略素案について説明を終わります。

繰り返しとなりますが、総合戦略だけをご議論していただく必要はなく、総合計画をご議論していただく中で、㊟マークが付いている取組につきましては、地方創生につながる取組かどうかという視点を持ってご議論していただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

部会長

ありがとうございました。

事務局より人口ビジョンと総合戦略の説明がありましたが、要点をまとめると、総合戦略の素案については、特に中身の細かいところを集中的に議論する必要はないということですね。

総合計画と総合戦略があるわけですが、上位計画の総合計画に関連する議論を行うことで総合戦略の議論もあわせて行うという形で進めていくということで間違いありませんか。

事務局

はい。

部会長

それでは、今の説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いします。今見た資料をもうちょっとご確認いただいて、それから何かご質問、ご意見等がありましたらよろしくをお願いします。何かございませんでしょうか。

各委員

（なしの声）

部会長

それでは、ないようですので、次の議題にいきたいと思えます。また何かありましたら、最後にまとめて確認したいと思いますので、そのときによろしくをお願いします。

それでは、本日の主な議題になります議事の3番目、各節の検討に移りたいと思えます。

では、第1章第1節から確認、検討していきたいと思えますので、事務局より説明をお願いします。

3. 各節の検討

事務局

それでは説明の前に、先ほど差し替えの資料を1枚つけておりましたが、資料の修正についてご説明をさせていただきたいと思います。

今お渡ししている資料のA4縦の素案の57ページと58ページという資料があったかと思います。A4縦の両面の分です。表の57ページが災害予防対策の推進、裏に地域防災力の強化といったA4、1枚の裏表でございます。

こちらにつきましては修正が2点ございまして、素案の58ページをお願いします。上から4行目から5行目にかけてです。ひし形の二つ目になります。それから、下の目標設定のところについての修正もでございます。修正箇所につきましては、二つ目のひし形のところの「防災リーダーとなる防災士等の育成強化に努めるとともに」とあり、お配りしているところは「努めます」で終わっておりましたが、こちらの確認不足もございまして「努めるとともに、防災士間の連携が強化されるよう防災士協議会の設立を推進します」という文言に修正しておりますので、素案資料の前のもものとこの差し替えをお願いします。

それから、目標設定のところではありますが、防災訓練を実施した自主防災組織数、2018年度末現在の現状値が443ということで修正分をお渡ししていますが、以前の分が441組織となっております。これにつきましては、自主防災組織からの訓練実施の報告書に基づいて組織数をカウントしておりますが、この期間中に2組織から改めて実施の報告がございましたので、最新情報の数値は443組織になっておりますので、ご報告をします。これについては、57ページ、58ページの分を差し替えさせていただきたいと思います。先ほど黄色のインデックスでお渡ししている新旧対照表につきましては、修正したものを現在お渡ししている状況であります。

それでは、それぞれの素案の説明に入っていきたいと思います。説明に際しては、黄色の分の新旧対照表をもとに説明をさせていただきます。

まず、各節の文章の構成について、簡単に概要をご説明します。それぞれの節では、動向と課題、基本方針、主な取組、最後に目標設定という構成になっております。説明につきましては、節全体を一括して行いまして、最後にまとめてご意見をいただきたいと思います。また、事前にいただいているご意見、ご質問につきましても、後ほど事務局のほうから説明をしたいと思います。

それでは、新旧対照表1ページをお開きいただきまして、具体的な説明に入っていきます。

各節ごとにプロジェクトチームの担当がおりますので、ここからは担当のほうから説明をさせていただきます。

事務局（PT）

それでは、第3部第1章第1節、防災・危機管理体制の確立につきましてご説明させていただきます、防災危機管理課の長野と申します。

当施策につきましては、現行計画に基づき、防災無線等の災害情報伝達設備の整備、災害時備蓄物資の整備、防災士の養成などの取組を進め、行政の災害対応力の強化や地域の防災力向上において一定の成果が挙がっております。

しかしながら、近い将来に発生が予測されている南海トラフ巨大地震や、近年、激甚化の様相を呈している豪雨による災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、市民と行政、

防災関係機関等が一体となった防災対策を引き続き推進していく必要があります。

こうしたことから、来るべき災害に備え、計画的な道路・河川等の施設整備、食料や資機材等の備蓄の推進、防災関係機関や民間企業等との連携の強化を進めるとともに、地域における防災訓練の推進や防災知識の普及啓発に努めることにより、地域防災力の向上を図り、総合的な防災・危機管理体制の確立を目指してまいります。こうした考えに基づき、今回の素案を作成いたしております。

それでは、素案の説明に入りますので新旧対照表の1ページ目をご覧ください。

まず、「動向と課題」についてですが、1段落目は、本市において懸念される災害のリスクについて記載しておりますが、近年、甚大な被害をもたらした水害が相次いで発生しており、気象庁のホームページにおいても、雨の降り方について「局地化」「集中化」「激甚化」しているとの表現を用いていることから、その表現を引用するとともに、実際に発生した災害名を用い、より具体的な内容に修正しております。

また、南海トラフ地震の発生確率について、地震調査研究推進本部が示す海溝型地震の長期評価により、発生確率が見直されておりますので修正しております。

3段落目では、テロ等の危機について、「従来では想定し得なかった」とは言えない時代になっていることから、「自然災害以外の」という表現に修正しております。

2ページ目をご覧ください。「基本方針」についてですが、第1章第1節の表題が「防災・危機管理体制の確立」であるため、文章表記を合わせております。

3ページ目をご覧ください。続いて、「主な取組」の「危機管理意識の高揚」の項目についてですが、タイトルを第1章第1節の表題に合わせ、「防災」の文言を追加しております。また、国の防災基本計画においても「自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本」と記されているように、防災の基本は自助であり、本市においては自助及び共助の理念の普及が何よりも重要だと考えております。そのために、ハザードマップや避難行動について記載した「わが家の防災マニュアル」の市内全戸配布などの取組を今後も行い、市民の防災・危機管理意識の高揚を図る必要があることから、文章を修正しております。

「災害予防対策の推進」の項目についてですが、3項目めと4項目めの内容の整理を行い、文章を修正しております。5項目めは、市の災害対応能力のさらなる向上を図る必要があることから、新たに文章を追加しております。

「災害情報の収集伝達の迅速・的確化」の項目についてですが、通常の電話通信が途絶したケースを想定し、さまざまな通信手段の確保を図っていることから、「手段の多重化」という文章を追加しております。

1項目めは、大分県のシステムの更新に伴い、文章を修正しております。2項目めにつきましては、現在は民間放送機関等に限らず、ヤフージャパンと協定を締結するなど、インターネット媒体でも災害情報等を提供していることから、3項目めとあわせ、内容を整理しております。

「緊急時協力体制の整備について」は、特に修正箇所はございません。

4ページ目をご覧ください。「ライフライン対策の充実について」ですが、2項目めについて、主食となるアルファ米以外でクラッカーやインスタントスープなども備蓄していることから、主食を表す「食糧」という漢字を修正しております。また、毛布や段ボールベッドなどの資機材の備蓄も進めていることから、文章を修正しております。

「地域防災力の強化について」ですが、1項目めは、本市の地域における防災意識は地域によってかなり温度差があり、まずは地域住民の連帯感に基づく防災意識をつくり出す必要があることから、「高揚」という表現を「醸成」に修正しております。2項目めについてですが、本市では、地域で活動する防災士の育成に力を入れており、防災士取得に係る経費の補助を行ってきましたが、平成29年度より、防災士の連携やスキルアップを目的として、校区単位で防災士が連携し、防災士協議会を設立することを条件に、防災士協議会が行う研修や先進地視察に係る経費に対して補助を行う取組を開始したことから文章を追加しております。3項目めは、現行計画では第2章第1節消防・救急体制の充実の主な取組、消防力の強化にありましたが、地域防災力の強化のほうにあったほうが適切であるため、こちらのほうに移動いたしました。5項目めについては、「迅速な対応ができる支援」としておったところを、より具体的な内容に修正いたしております。

5ページ目をご覧ください。目標設定についてですが、現行計画においても防災訓練を実施した自主防災組織数を挙げていましたが、2019年度末での目標達成は困難な状況となっております。しかしながら、防災訓練は、自主防災活動の活性化を図るためには基本的かつ有効な手段であることから、再び目標として掲載しました。

第2次基本計画においては、高齢化の進行などにより一つの自主防災組織単体での防災訓練の実施が難しい組織もあることから、校区単位での訓練を企画するなど、目標の達成に向け、努力してまいります。

また、現行計画では特定建築物等の耐震化率を指標としておりましたが、素案の作成時、昨年時では、事業の指針となる国の耐震対策緊急促進事業の期限が令和2年度までとなっていたため、新たに自主防災組織における風水害避難行動計画の策定率を掲載しております。風水害避難行動計画は、風水害時の避難方法等について自主防災組織ごとに作成してもらうもので、平成30年度に取組を開始しましたが、平成30年度末での策定率は63%となっております。なお、耐震対策緊急促進事業につきましては、今年度当初に国から通達があり、令和4年度末まで延長されることになっております。

6ページ目をご覧ください。最後に、用語解説についてですが、要配慮者の説明に、「妊産婦」と「外国人」を新たに追加しております。次に、「自助」と「共助」「公助」についての説明を新たに追加いたしました。

7ページをご覧ください。防災士の説明について、日本防災士機構のホームページから文章を引用し、修正しております。また、防災士協議会について、新たに計画に盛り込んだことから、説明文を追加しております。

素案の説明は以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

それでは、質問、ご意見等ございましたらお願いします。

委員

このA3のほうの大分市総合計画第2次基本計画と書いてある、部会での意見及びこれに対する市の考え方等というのがもうこちらにまとめていますけれども、これとの関連はどのような形でやられるのでしょうか。

事務局	もし関連の質問であれば言っていただいても構いませんし、別個であれば、後ほどここに書いているところは、ご質問内容と市の考え方はこちらのほうで順次ご報告をしていこうかと思っております。
委員	災害の要配慮者というところで、ほかの章を見ると、大分市は外国人の方が非常に増えています。あるいは観光客の方も増えているし、もっともっと増やそうという中で、大分市に入ってこられた観光客の方とか留学生の方たちに、こういった形で災害が発生したときの情報を伝達するのか。あるいは、こういったマニュアルがよくできているんですけど、例えばこういったものの外国語版とか、あるいはこれを要約したものをホテルに置くとか、どこかで読み取れるような項目はあるんでしょうか。あるいは、ほかの章とかでそういったところがあって、読み取れるんですというところがあれば教えてください。
事務局	現在、大分市では、警報が発令された場合、災害が起こる場合などで対策本部を設置した場合は、災害時多言語コールセンターを設置してアナウンスするというサービスを行っております。 あと、「わが家の防災マニュアル」というのを全戸配布させていただいたんですが、この分については、多言語版というのを作成して配る取組もしております。
委員	ありがとうございました。
事務局	先ほどのほかの部のところでいくと、第2部のところで、A4のほうにある素案の53ページに国際化の推進というところがございまして、外国籍にルーツを持つ人々も暮らしやすいまちづくりという観点で表記の多言語化やサポート体制の充実などにより、外国籍を有する市民にも快適な環境づくりに努めます、という項目により各種取組みを進めているところ です。 87ページの第4部の3行目になりますが、観光の振興というところで、外国人を含め本市を訪れた人が快適に過ごすことができるように観光施設等におけるユニバーサルデザインの推進や外国語対応をはじめとする受入態勢の整備・充実に努めますということで、総合計画上の記載もあったり、観光戦略にもそういったこの記載に沿って個別計画にも記載があるかと思います。
委員	分かりました。ありがとうございます。
委員	2点あるんですが、1点目が災害情報の収集、伝達手段の多様化のところで、大分市の防災メールだったり、いろんな手法を使うと書いている箇所です。今は、やはりSNSやアプリといった手法もこれからどんどん活用していくべきだと思っています。そういうときの文言を統一したらどうかなと思います。 もう1点目が、目標達成のところ です。防災訓練を実施した自主防災組織数、443とのことなんですが、現状、全組織数がいくらなのかというのが分からないので、この目標値の達成率がどれぐらいなのかというのをもっと明確にするために、全組織数も記載した方が分

かりやすいのではないかと思います。

事務局

災害情報の避難勧告などの発信については、現在もフェイスブックとかツイッターなどSNSを活用して発信しています。ただ、災害情報の収集という観点では、どれが本当の情報かを見極めるなど、さまざまな問題がありますので、今は積極的には活用していない状態になっています。

次に、自主防災組織の訓練数につきましては、今のところ、全自主防災組織と、あと自主防災組織を結成していない団体が一部あり、全部で601組織となります。

委員

現況で、601の自主防災組織に、いわゆる学校関係とかは入っているんですか。

事務局

基本的には自治会単位であります。ただ、自治区が何個か集まって、連合で一つの自主防災組織という形で結成しているところもありますが、基本は自治区単位で結成しています。

委員

それを変更することはできないのですか。企業とかで防災組織を結成しているところもあると思います。大分市が自治区だけでなく、企業でも防災組織を作って頑張っていますよというようなものを出すためにも、企業とかで組織していることを書かれてもいいんじゃないかなと思います。小、中学校での校区単位でもそういった防災組織を作っているということ进行全面に出して、市民に確認、伝えていってもらいたいと思います。これだけ組織しているということを数字で見せるのも一つの手かなと思いますので、検討をお願いします。

事務局

分かりました。

委員

多分、大きな会社は会社ごとに防災組織を作っているのではないですか。

事務局

小学校単位でも防災組織を組織されているところは、教員を中心にあると思います。

今、大分市が推進していることは、基本的には地域防災に資するということで、自治会をベースにした自主防災組織を数で把握しております。企業の中には防災組織をちゃんと組織して、発災時の対応を決められているところもあるんですけども、現状は、企業の被災リスクをなくしたり、経済活動を延長できるようにしたりするところを対応されているところがほとんどで、地域防災との連携という部分はまだまだなところがありますので、企業に防災組織があるですよというアピールをすることは、今、行政としてはなかなか難しいところがあるという実情です。

委員

今回できなくても、次期の改定時のときくらいには、そのあたりまで出してもいいのかなと思います。

委員

市の考え方の部分について、事務局から説明していただいて、会議を進めていただけたらと思います。

部会長

はい、分かりました。市の考え方の別紙がありますので、これを使って市の回答、それから検討等を行いたいと思います。

それでは、第1節の14番までです。市の回答の説明をお願いします。

事務局

それでは、市の考え方等というA3の資料をご覧ください。こちらは、事前にご質問ということでもいただいていたものをまとめております。一番左側にご提言をいただいた委員の方の名前、それからご指摘の箇所、それから意見の内容と、その右側については市の考え方と素案の修正に対する市の考え方について記載をさせていただいております。簡単にですが、それぞれ説明をさせていただきます。

まず、新旧対照表の1ページ、2行目になりますが、甚大な被害をもたらす水害が相次いで発生とありますが、大規模な土砂災害も発生をしているという記載をしたかどうかというご意見で、ご指摘のとおりでありますので、素案につきましても「甚大な被害をもたらす水害や大規模土砂災害が相次いで発生しています」という形で修正を検討したいと思います。

次に、2番目ですが、動向と課題の部分で、南海トラフの巨大地震への対応だけでなく、大分県では中央構造線断層帯の評価の見直しが行われており、その点も触れるべきであるということでご指摘をいただいておりますので、新旧対照表の動向と課題の4行目の「想定されるとともに」の後ろに、「本市には中央構造線断層帯（豊予海峡一由布院区間）も位置しており、震源が浅く、大きな被害をもたらす平成28年熊本地震のような活断層に伴う地震の発生も懸念されています」という形で修正を検討したいと思います。

それから3番目ですが、災害予防対策において、「身近な災害リスクの低減」を入れるべきではないか。例えば、危険なブロックの除去等もあげられる。ビルド・バック・ベターという考え方が極めて重要になってきているということで、文言を検討してはどうかというご指摘をいただいております。委員のご指摘のとおり、昨年が発生した大阪北部地震では、倒壊したブロック塀の下敷きになり小学生が亡くなるという痛ましい事故も発生しており、本市といたしましても、危険なブロック塀等の除去に対して補助を行うなど、今、取組を行っているところです。また、ビルド・バック・ベターの考え方につきましても、国土強靱化の基本計画に盛り込まれるなど、その推進を図る必要があると考えます。

以上の理由により、素案の修正について検討していきたいと思います。これにつきましては、第5部の都市基盤部会とも協議が必要になってまいりますので、すり合わせを行って修正を検討していきたいと思います。また、この検討結果については、もちろんこの部会の中でこういった形になるかをご説明していきたいと思います。

それでは、2ページ目をお開きください。

4から7番目ですが、ここにつきましては、防災教育といった視点を踏まえるべきではないかということでもいただいております。それぞれの委員の方から、それぞれの視点でいただいております。小中学生に向けた防災教育という視点であったり、若年層に対しての防災教育という視点であったり、教育委員会だけではなく、社会全体として防災教育という視点が必要ではないかというご意見をいただいております。

これに対する市の考え方としましては、実は防災教育につきましては、第2部の第1章第2節、子どもたちの学びを支える教育環境の充実というところで、防災教育・防災対策の推進に努めますということで、素案の46ページにそういった記載がありますが、第3部の防

災・安全のところについては記載がない状況であります。

しかしながら、ご指摘のとおり、幼少期からの防災教育の有効性は、東日本大震災における「釜石の奇跡」と呼ばれる中学生の避難行動等に見られるように明らかであり、教育委員会に限らず、市としても取り組む課題であると認識しております。今後、第2部の教育・文化部会とも協議を行い、計画の修正を検討していきたいと思っております。

また、「大分市立地適正化計画」において、ハザードマップの配布等により計画避難の取組を行っている判断しておりますので、これは地域によっても温度差があることから、災害時の適切な避難行動がとられるよう、今後とも自主防災組織の支援や防災知識の普及啓発を行い、地域の防災意識の醸成に努めていく必要があると考えております。修正については、教育・文化部会とも横のつながりで連携をとりながら修正を検討してまいりたいと思っております。結果につきましては、またご報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、3ページ目の8番目で、「わが家の防災マニュアル」の配布も通じてということもありますが、洪水のハザードマップ、土砂災害等の「ハザードマップの配布」という文言も必要じゃないかというご指摘をいただいております。以下のとおり、修正につきましては、新旧対照表の3ページの一番上のところで、「広報や防災訓練、それから、「わが家の防災マニュアル」の配布や「ハザードマップ」の配布などを通じて、自助及び共助の理念の普及啓発に努めることにより、市民一人ひとりの防災・危機管理意識の高揚を図ります」ということで修正を検討したいと思っております。

それから9番目ですが、訓練をした場合のPDCAサイクルということで、計画と実行、評価、改善というところのCの部分の「評価」が抜けているのではないかとご指摘をいただいておりますので、それについても、素案のほうを「災害対応を想定した訓練を定期的実施するとともに、検証を行い、その結果を踏まえ、計画やマニュアルの見直しを適時実施することにより、市職員の災害対応能力の向上に努めます」と修正する方向で検討したいと思っております。

それから10番目ですが、これは新旧対照表の3ページの一番下になります。企業の防災力向上というところで、ここについては、企業の中でそれを協働してやっていくというところの記載が必要ではないか。市のほうが主体ではなく、企業と、ということでご指摘がありましたので、素案のほうも「企業等と協働し、企業内の防災力向上を図り、地域との連携強化に努めます」ということで修正を検討したいと思っております。

11番目、「民間通信事業者などとの」というところで、この「など」の部分の連携ということで、大分市地域防災計画では民間通信事業者以外が所有する通信施設として大分県の防災行政無線や警察庁の無線、防衛省の無線、九州電力の無線、鉄道無線などを最大限活用することを規定しておりますので、この「など」についてはこういった内容を記載しているところあります。

続きまして、4ページ目の12番目であります。「計画的にライフライン施設の耐震化」と記載があるが、配水場の貯水槽や配管は計画に含まれているのかということでもあります。また、電線類の地中化についてということでご意見、ご質問いただいております。

これにつきましては、ライフライン施設の耐震化の中には配水池や管路などの水道施設を含んでおります。なお、水道施設の耐震化の詳細については、第5部の都市基盤部会のところで記載をしております。計画的に耐震化を推進していくこととしております。

また、電線類の地中化につきましては、全ての電線類を対象としているところではありませんが、大分県無電柱化推進計画に基づき、優先的に無電柱化を実施する対象道路の考え方により、緊急輸送道路やバリアフリー法に基づく特定道路などを優先的に実施するとしていることから、狭隘なところについての地中化については、現在のところ、予定はないところでございます。素案の修正については、現行のとおりとさせていただきたいと思っております。

続きまして、13番目、防災士の育成についてというところで、消防団ビジョン等も含めて消防団等、地域の中での取組をしっかりとっていくように。横のつながりをというところで記載をいただいております。

意見につきましては、防災士については、その活動を支援するため、フォローアップ研修を定期的開催するとともに、自主防災組織の手引きを配布するなどの取組を現在行っております。あわせて、防災士が自主防災組織の枠を超えて校区単位で連携し、情報交換等を通じて互いに課題解決が図れる体制づくりを促進するために、防災協議会の設立を働き掛けていくとともに、防災協議会を行う研修に要する費用に対して補助を行うなど、地域防災力の向上を図る上で主体的に活動できるように支援を行っているところであります。

また、消防団ビジョンにおいては、消防団と自主防災組織、防災士協議会などが日ごろから自分たちの地域における災害時の役割分担について取り決める必要があると規定しており、そのためには顔の見える関係づくりが必要であることから、関係課で連携して取組を行っていくところであります。

現在、総合計画の個別計画である地域防災計画や消防団ビジョンに左記のような考え方、具体的な対応について記載をし、実施していることから、素案の修正は必要ないと考えております。

最後の14番目、目標設定のうち、現行計画では特定建築物の耐震化率が載っていたが、今回から外された目的はというところで、今後、建物自体の耐震化のほか、ブロック塀の工作物についても、痛ましい事故があるのでどうなのかというところでご意見をいただいております。

特定建築物の耐震化率につきましては、国の耐震対策緊急促進事業及び社会資本整備総合交付金制度に従って、民間事業者等への働き掛けや補助などを行ってきたところであります。同制度が、素案を策定した昨年度時点では令和2年度までの期限となっていたため目標設定から除外したところでありますが、今年度4月1日付で令和4年度末、令和5年3月31日まで延長されたことから、引き続いて取組を行っていくこととしております。目標設定を現行の素案から引き続いて次の計画に載せるかどうかにつきましては、都市計画部ともすり合わせを行っていきたいと思っておりますので、結果についてはまた改めてご報告させていただきたいと思っております。

市の考え方につきましては以上であります。

部会長

それでは、今の説明について、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

委員

防災教育の件についてですが、この市の考え方書いているとおりかと思いますが、防災の立場から言わせていただくと、ぜひこれについては深刻に考えて取り組んでもらいたいです。寺田寅彦も大正から昭和にかけて、これだけ災害国でありながら防災教育が全くでき

ていないと、ずっと言っています。

確かに、文科省は立派なマニュアルを作っています。それで、県も作り、この前も修正しました。そして、市も作りました。しかし、マニュアルができたから、それでもう終わりみたいな感じを受けています。年に3回か4回の地震の防災訓練、それから不審者侵入への対応訓練、それから火災の避難訓練などの訓練をやっていますが、帳面消しのようで、何も進んでいないと感じています。釜石のように、ちょっと工夫すればいろんなことができると思います。系統立てた防災教育が必要だと思います。そして高校に入ると、防災訓練をしていない学校もあるようで、どの段階で防災教育をするかと言えば、やるところがないんです。防災士が高校で防災教育をやっているくらいではないかと思います。

小・中学校でやっている防災教育というのは、本当に帳面消しのように感じます。

現状では、学力テストがあるからといって、授業のほうに時間をとられて、先生たちも授業や準備等で時間がない状況だとは思いますが。その先生たち自身も、自分が学生の時にきちんとした防災教育を受けてないから、地震が起きたら机の下に潜りなさいって言って、机や椅子の脚を持つことすら教えることができていないんです。だから、震度5強ぐらいになると、ただ潜っているだけだったら、机なんか動くんですよ。そんな様子が毎年新聞に載っているんです。訓練だからといって、机の下に潜るだけで、それが正解だと思っているんです。

これだけ災害の多い国だからこそ、考えなきゃいけないと思っています。

防災講和などで他の都市の小学校に行くと、川の横に防災倉庫が置いてあって、私の方から「校長先生、この川が増水した時はどうだったですか」と言うと、「もう、ギリギリまで来ました」と言っていました。その学校の教室はいっぱい空いているんです。上の階の教室に備蓄を移すべきだと思います。他にも体育館のステージの下に備蓄の発電機なんか置いている学校もあります。洪水ハザードマップで見ると、その学校は浸水する場所にあるんです。「これじゃだめですよ、もう少し先生たちと行政とお話しなさい。高い階の教室が空いているんだったら移したらどうですか」と、そんな提案するんですけども、本当にマニュアルができただけで安心して、実際の防災教育というのはゼロに等しいのが現状だと思います。

防災教育が進んでいるところは進んでいます。だから、ぜひそういったところを参考にし、教育部門とうまく話をする中で、しっかりした見本を大分市が作ってほしいと思います。それができれば、県内の各市町村もできると思いますので、ぜひお願いしておきます。

事務局

防災局のほうも、委員と同じような考えを持っておりますので、教育委員会のほうと具体的な取組について、これから協議していきたいと思っています。

委員

はい。ぜひお願いします。

部会長

11番の警察庁や防衛省、九電などの無線とありますが、大分県で警察庁とか防衛省の管区は分かりますけれども、九電とか鉄道とかの、いわゆる連携協定とかもやっているのでしょうか。

事務局

そうですね。災害時の連絡体制のやり取りはしておりまして、連絡先の交換などはしてお

ります。

部会長

市がどこの機関と連携協定を行っているとかは市民のほうでは分からないと思いますので、どういった関係機関と連携してやっているとかは分かりますか。

事務局

新旧対照表にもあります。その下の緊急時協力体制の整備というところで、無線以外の部分で、医療機関、自衛隊はじめ、企業との応援協定を締結しますということで、その下の分野でそれらのところは押さえているのかなと考えております。

部会長

あくまで今のところは連携協定じゃなくて応援協定なんですか。細かい文言だけになりますけど。

事務局

協定の種類については企業によってさまざまで、表記については協力体制に関する協定としているところもあれば、イオンなどとは地域貢献協定というような題名にしていたり、さまざまです。テレビ局などであれば緊急放送の要請に関する協定というふうに限定した協定になっていたり、協定の結び方はさまざまであります。

部会長

分かりました。

このほか、ございませんでしょうか。今あった別紙の考え方等もございますし、新旧対照表も含めて、何か質問とかご意見等はございませんか。

各委員

(なしの声)

部会長

何かありましたら、最後にまた確認しますので。

それでは次に進みます。

次の第2節について、事務局から説明をお願いします。

事務局（PT）

それでは、第3部第1章第2節、治山・治水対策の充実につきまして、ご説明をさせていただきます。道路建設課の矢野でございます。

治山・治水対策の充実につきましては、台風や集中豪雨などの自然災害から市民の生命及び財産を守るため、公共下水道、雨水の施設や雨水排水ポンプ場の計画的な整備、県の工事負担金による急傾斜地対策事業での取組等を行うことにより、治山・治水において一定の成果が挙がっております。

しかし、近年、全国的にも増加傾向にある局地的豪雨などにより、道路の冠水や土砂崩壊が発生するなどの課題がありますことから、今後も地域の実情を踏まえた河川施設の整備や適切な維持管理の継続は不可欠であると考えております。

また、施設整備によるハード対策事業に取り組むと同時に、減災という観点から土砂災害警戒区域や浸水想定区域における避難所や避難経路を明示するハザードマップの整備などのソフト施策を重点的に進めていく必要があると考えております。こうした考え方に基つき、今回の素案を作成しております。

それでは、素案の説明に入らせていただきます。新旧対照表の８ページをご覧ください。

まず、動向と課題についてですが、１段落目については修正ございません。

２段落目について、一級河川の河川数に前回誤りがございましたので、訂正しております。また、決壊すると周辺に被害が及ぶ防災重点ため池についての記載を追加しております。さらに、近年、全国的に増加傾向にある大雨特別警報が発表されるような豪雨等に関する記載を追加しております。

３段落目は、災害のおそれのある区域における警戒避難体制の整備が進捗してまいりましたので、周知等を含めた強化という記載に変更しております。

続きまして、９ページをご覧ください。次に、基本方針についてですが、地表に降った雨を貯留する働きがあり、保全の必要があるものが保安林だけではないことから、「保安林等」という記載を「森林や農地等」に変更しております。また、ため池に関する記載を追加しております。

続いて、１０ページをご覧ください。主な取組についてですが、全体的な記載方法として、市が直接実施するものについては「推進」、関係機関である国・県・地元等に実施を依頼するものについては「促進」という表記に変更しております。

まず、保安林等の保全の項目についてタイトルを「森林や農地等の保全」に変更しています。次に、河川改修の促進の項目についてですが、３項目めに、ため池の記載を行ったことからタイトルを「河川改修等の促進」に変更しています。「砂防事業等の促進」については、変更はございません。続いて、浸水対策の推進について、記載を「推進」に変更しています。最後に、減災に向けたソフト対策の推進についてですが、３項目めにため池決壊時の浸水想定区域を記載したハザードマップの作成についての記載を追加しています。

続きまして、１１ページをご覧ください。目標設定についてですが、現行計画では、土砂災害ハザードマップ作成危険箇所数１,９５８カ所を目標としておりましたが、平成３０年度末で１,８２５カ所の作成が終了しており、全てのハザードマップの作成が令和２年度で完了予定であることから、今回は指標から外しております。

それに伴い、今回新たに市街化区域内での浸水対策として雨水排水ポンプ場の整備、市街化区域外での浸水対策として河川施設の整備を指標として設定しています。

新たな指標について、補足の説明をさせていただきます。まず、雨水排水ポンプ場の整備についてですが、雨水排水ポンプ場とは、台風や大雨時においてポンプで大量の水をくみ上げて川に放流し、浸水から道路や建物を守るための雨水排水施設であります。現在、弁天をはじめ６カ所に設置されており、７１５.０６ヘクタールの浸水対策を実施しております。また、現在、片島地区において新たなポンプ場の事業、こちらのほうは１５８.３ヘクタールとなっておりますが、事業に着手しており、令和４年４月に供用開始する予定となっております。

次に、河川施設の整備についてですが、市が管理する流量が不足している河川において計画的に改修事業を実施しており、現在７河川、延長にしますと４,７３４メートルになりますが、改修事業を実施中であります。どちらも市民の貴重な生命や財産を災害から守るために必要なものであることから、今回の目標として新たに設定させていただいたものであります。

以上が目標設定についての補足説明でございます。

このようなことから、本節の目標設定では指標を浸水対策としており、雨水排水ポンプ場の整備については、平成30年度末までに6カ所整備済みであり、現在片島地区において着手しており、目標値設定として令和6年度見込みは整備済み6カ所に現在整備している片島地区を加えた7カ所となります。さらに新たに2カ所を予定しております。

また、河川施設の整備については、改修予定延長の4,734メートルに対し、平成30年度末で75.8%、3,588メートルの進捗率であり、目標値の設定を96.8%、4,582メートルといたしております。

最後に、用語解説についてですが、12ページをご覧ください。洪水浸水想定区域の説明について、水防法に基づき、国からの統一事項としての指示があり、「想定し得る」という文言を追加しております。また、防災重点ため池についての説明を新たに追加いたしました。

以上で、治山・治水対策の充実の素案について説明を終わります。

部会長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等よろしくお願い致します。

委員

確認ですが、最後にあったポンプ場の整備についてですが、現状値と目標値で、新たに2カ所設置を予定しているということでしょうか。

事務局

はい。平成30年度末で6カ所整備済みであり、現在片島地区において着手しており、目標値設定として令和6年度見込みは整備済み6カ所に現在整備している片島地区を加えた7カ所となります。さらに新たに2カ所を予定しております。

委員

はい、分かりました。

委員

ため池決壊した場合なんですが、ハザードマップを必要とされるようなため池というのは何カ所くらいありますか。

事務局

現在、県のほうで防災重点ため池として設定しているのが166カ所ございます。それで、県からその166カ所についてはハザードマップの作成を指示されております。県のほうから補助金をいただいております。年間に4から5カ所のハザードマップの作成を随時進めております。こちらの事業が平成26年から始まっておりまして、今年度で5年目です。なので、今、26カ所くらいハザードマップが完成して、そちらの浸水区域の各戸に配布していたり、地区の公民館のほうに掲示したり、そういう方法で周知をしているような状態になっております。

委員

了解しました。

委員

ポンプ場はどのあたりに整備する予定ですか。ハザードマップと関係するかなと思います。ポンプ場を整備すると、少しは洪水といった危険性が緩和されるのかなと思うんですが、どの地区に整備する予定ですか。

事務局	現在整備しているのが片島地区です。それから、今、整備の要望をいただいているところが森町の乙津川寄りの森地区と花園地区と光吉地区です。こちらの3カ所について、現在要望を新たにいただいております。どちらの地区につきましても、現在ポンプ場があるところもそうですが、全体的に土地が低くて、非常に浸水率が高いところでありまして、こちらのほうにつきましては、当然予算の関係もありますけれども、要望に基づいて必要な能力のポンプ場を設置していく予定としております。今、森地区、花園地区、光吉地区と3地区から要望が来ておりますけれども、その中の2地区について、次の5年間で事業化を図っていきたいということで、今、下水道部のほうで進めております。
委員	そうですか。次期総合計画の策定のときにはそのあたりが、ハザードマップに関係してきますね。
委員	今、排水ポンプ場って何カ所あるんですか。
事務局	今、大分市にポンプ施設は14カ所でございます。そのうち、排水ポンプ場は6カ所です。残り8カ所は、災害時のみポンプ場を設置することとなっております。
委員	市が設置しているものですか。
事務局	そうですね。今、14カ所と言ったのは、大分市が設置しているもので、大分川、大野川、乙津川などに国土交通省が設置しているものが12カ所ございます。そのうち、7カ所が排水機場で、残り5カ所に可搬式のポンプ車を配置することとなっています。
委員	今でも大雨とか、雨が降って川の水位が上がるとポンプをとめますよね。だから、この排水ポンプ場ができましたというもののだけでいくと、地域の方は、もう水が全部はけるので浸水しなくなりますよねと思っているんですけど、実際はそうじゃなくて、川の水位が上がったり、まあ内水と外水の関係なんですけど、それが逆転すると、もう排水しなくなるということなんですよ。 そうすると、内水があっても浸水してしまうことがあるんだということを設置している地区の皆さんには説明しておいてもらいたいです。水害があって水位が上がると、「もう排水しませんよ、ポンプをとめますよ」ということをきちんと覚えておいてもらわないと、ポンプが壊れているんじゃないかというような指摘があったり、連絡があったりするんです。その辺のところは整備をしていくことは良いんですが、河川の水位等を見ながら、ポンプ場からの排水をとめることがあります。全部排水するわけじゃないですよというのは、その都度そういった話はしていただきたいと考えます。
事務局	そういった説明につきましては、下水道部が事業の実施にかかる前に説明会をしている際に、当然、川自体流すところがいっぱいになればもう流せませんよという説明は行っているのですが、どうしても参加率の問題であったりとか、そういうところで、できてしまえば安心と思われる方もまだ多数いらっしゃるかもしれません。

委員	そういう方が多数というか、大半の方がそうなんだと思います。まあ区長さんなんかは知っているでしょうけど。
事務局	その辺の周知方法については、また担当部局のほうと調整を図って行ってまいりたいと思います。
部会長	それでは、大分市のほうで事前にいただいた市の考え方の説明をお願いします。
事務局	では、5ページをご覧ください。15番のほうから説明をさせていただきます。 記載をしておりますところですが、保水能力が低下することが懸念されているとありますが、実際に低下が進行しているのではないかというご指摘をいただいております。 そういったところは市のほうも認識はしておりますところですが、証明ができるデータ等がないことから表記をそのようにしておりましたけれども、ご指摘をいただきまして、表記のほうを「保水能力のさらなる低下が懸念されている」と修正をし、「現状も低下が見られていけるけれども、今後も荒廃等により低下することが懸念される」というような修正をさせていただきます。 それから、16と、次のページの19のところにも関連にはなるんですが、森林・農地の保全について積極的にしていってはどうかというご指摘をいただいております。 これにつきましては、担当部局においても県の補助金等により実施をしておりますのでありまして、地元地区による農地保全となる多面的機能の交付金制度を用いて、地元で周知をして、今取り組んでいるところではあります。積極的にいっていいところで、もっとやれというご指摘かと思いますが、現状においても取り組んでいるところでもありますので、修正は現行どおりでお願いしたいと考えております。 それから17番につきましては、雨水の考え方についてご指摘があります。浸水被害は河川の水位上昇による氾濫による外水氾濫と雨水施設の処理能力不足による内水氾濫に分類されていますが、ここについての雨水については、外水、内水両者を指すものと捉えております。 続きまして、18項目めの、「雨水排水施設を効果的に整備し」とあるが、この「効果的」というのはどういった意味合いがあるのかというご指摘であります。 効果的な整備の意味合いについてですが、現在、基準値を満たしていないものを、基準値に対して10%から20%の余裕率を考慮した側溝や雨水管の整備を実施してきております。また、河川の流量不足や湾曲部等の解消を図るために、過去に氾濫のあった箇所を優先して河川整備を実施しております。 こういった内容も含めまして、地域の事情を考慮して事業を実施しているところから、「効果的」というような表現をしているところでもあります。 続きまして、6ページ目、19番については、先ほど農地の保全についてのところでご説明をさせていただきました、同様の考え方でありまして、 20項目めの減災に向けたソフト対策の推進ということで、国の最大想定規模の結果を受けて、河川洪水ハザードマップの更新がされているということで、洪水のリスクが高まっているので、避難警戒態勢の確立を進める文言を追加してはどうかというご指摘であります。

本市においては、本年7月に洪水ハザードマップを更新しまして、今、関係各戸に配布をしておるところであります。洪水時の避難経路や避難場所についてもそちらに記載をしておりますことから、今回の素案については避難警戒態勢の確立についての記載は行っておりませんので、素案の修正はないというところで現行どおりとさせていただきたいと考えております。

次に21項目め、減災に向けたソフト対策の推進ということで、大分県では土砂災害からの避難行動のあり方について昨年度検討が進められており、その情報が市にも入っているのではないかと。参考にすべき情報もあるので、そういったところを活用したらどうかというご指摘です。

土砂災害区域の指定は県が行っておりまして、指定した場所等の情報は市に通知されております。その通知をもとに、市で土砂災害ハザードマップを作成しておりまして、その中で、洪水ハザードマップと同様に避難経路や避難場所の明示をしております。また、水害・土砂災害からの避難のあり方については平成30年12月に国土交通省が発表しており、現在、大分県では令和元年度より5年間の計画で、土砂災害の被害を受けた市町村等のメンバーを採用して検討している状況であり、市にはまだ県のほうから正式な文書として情報は届いていない状況であります。情報が入り次第、市としても検討していく方向でおりますということで、素案の修正はないと考えております。

22項目め、ため池の記述が新たに追加されている。リスクとして重視しているということとありますが、何らかの目標設定はということで、動向と課題にも記載しておりますとおり、166カ所ある防災危険ため池については、県の補助金をいただいてハザードマップを作成しております。これは先ほど事務局からからも説明があったところです。完成するごとに地区公民館への掲示や浸水想定区域内の各戸への配布を行っております。この現行計画の中の1,000箇所の中にはため池に関するものは入っておりませんので、別案件となっております。

事務局からの説明は以上であります。

部会長

ありがとうございます。ただいまの説明に何か質問等お願いします。

委員

私のほうからは、農地の問題も、山林の問題もそうですけど、「積極的に保全します」と、その言葉を入れてほしいという思いがあります。と言うのももう少し、ただ単に保全しますではなくて、取り組んでいくんだという気持ちを出してほしいんです。

大分市の第2期大分市総合戦略の9ページ、②森からの恵みがあふれるものづくりのところに書かれているんですけども、森林環境贈与税を活用して適切な森林の整備や木材利用を促進し、と書かれています。この森林環境贈与税を今年から県や市に交付しますということが言われています。そのうち、交付総額の7割は人工林面積と林業就業者、3割については人口です。3割が人口按分だから大都市ほど多く配分されることになるんですよ。大体おかしいでしょう。

5年後から、国民1人から1,000円ずつ取るというんです。取る分は平等に取って、一番苦労して、細々と年金生活やって、山を守って、畑を守って、二酸化炭素も吸収して、災害を抑えてくれている、そこには交付を少ないというのはおかしいと思うんです。それを

使ってやりますよということは分かるんですけど、やっぱりもう少し取り組んでほしいと思います。

大分は、大野川、大分川は上の水路で支えられているんですよ。向こうが崩れてきたら、平成2年でもそう、平成5年でも、鶴崎港なんか材木で埋まってしまいましたよ。やっぱり上流がしっかりしないとだめなんですよ。

だから、俺たち取り分は少なくてもいいから、もうちょっと上にやってくれと。それぐらい声出すような大分市であってほしいと思うんですよ。全国市議会議長の会長まで持っているじゃないですか。だから、そういう意気込みを出す文章にしてほしいんです。

だけど、この総合戦略は、「しごととにぎわいをつくる」ということなので、もうさらっと書いているだけなんですよ。洪水だとか災害防止だとか、そっちの文言がないんですね、だからもう少し、そういった気持ちでやるんだという意気込みを見せるために、「積極」というのを入れてほしいなというのが私の本音です。もう要らないというんだったらそれでもいいですけども、気持ちとしてはそうです。

中山間地域のじいちゃん、ばあちゃんが一生懸命働いて、年金から1,000円取られて、配分するときは大分市が多くて、豊後大野市だとかが少ないなんて、これはちょっと話が通用せんと思うんですよ。やっぱり防災云々考えて、温暖化防止を考えるんだったら、そういう意気込みを持って、県にも言い、国にも言いというようなことをやってほしいなと思います。

税金の使い道はきちんと決めているんでしょう。洪水対策、温暖化抑制のもとでこういった税金を取ります、使います、配布しますって。だけど、国は言っていることとやっていることが違うんですよ。どこかが声を出さんといかんと思います。だから、そういう意味合いを含めて、何度も言いますが「積極的」というのを入れてほしいなと思います。ただ、字面で入れるんじゃないでして、行動があってほしいんですよ。そういうことです。私が言うのはそれだけです。

事務局

はい、分かりました。

今、委員からいただきましたけれども、森林環境贈与税については、今後、令和2年度以降入ってくるということで、今、市もそれについての取組について検討しているところです。これを活用して森林等を保全していくというのは絶対的にやらないといけないことですので、今のご意見を含めて検討してまいります。

実際のところ、「積極的」という文言自体は、ほかの文案のところも抽象的な表現になりますので、逆に言うと、今おっしゃられたような具体的な内容を加味して書けるかどうかというところも、ちょっと部局と相談をさせていただきたいと思います。

委員

いや、私は書く、書かないは分かりませんが、本当にそういったところで税金の使い方がおかしいんじゃないかと、人口按分するなんて。大分市は下流だから、もっと上流のことを考えなきゃいけないと。大分市のだけのことを考えるんじゃないでして。そういうのが言いたかったんだけど。失礼しました。

部会長

ほかにご意見等がありましたら、よろしくお願いします。

各委員	(なしの声)
部会長	特にないようですので、それでは次の議事に移らせていただきます。 議事４、その他についてです。事務局のほうからよろしくお願いします。
	4. その他
事務局	それでは、先ほどの次第の３枚目につけておりました、防災安全部会の今後の予定（案）をご覧くださいければと思います。第５回までの検討内容を記載しているところであります。日程につきましては皆さまからいただいた日程調整案で、ご欠席になられる委員さんもいらっしゃるんですが、なるべく多くの方が参加できる日を設定しているところであります。 それで、事務局からご提案とはなるんですが、当初、第３回の部会では第２章の「安全・安心な暮らしの確保」の第１節「消防・救急体制の充実」ということで入れておりましたが、部会の委員の皆さんの出席等も加味しまして、第３回の部会ではその次に予定しておりました第２節の「交通安全対策の推進」と第３節「犯罪のないまちづくりの推進」を議論させていただきたいと考えております。消防・救急体制の充実につきましては、第４回の１０月３１日のところで検討させていただければと考えております。 また、第５回につきましては、２回、３回、４回でいただいたご意見を提言書という形に変えまして、事務局から骨子の提案をさせていただきまして、皆さま方からご意見をいただきたいと思っております。 実際のところ１０月３１日から１１月７日まで１週間ほどあるんですが、この間３連休がございまして、なかなか日にちがない中でありますが、事務局のほうで努力をして、７日の前までには皆さまに１度ご提示をしてご一読いただいた上で第５回目の部会に来られるように努力はしたいと思っておりますので、この日程の案でご検討、ご了承いただければと考えております。 もう１点、事務局のほうからご案内がありまして、第２回のご案内をさせていただいた際に、報酬等のお支払いをするようになっている方につきましてはマイナンバーの確認をさせていただきますということでお願いをしておりました。今日なければどうこうということではないんですけども、今日、もしお持ちでありましたら確認をさせていただければと思いますし、今日ご持参いただいてない方につきましては次回でも構いませんので、ご持参いただきまして、ご提出いただければと思っております。 事務局からにつきましては以上であります。
部会長	ありがとうございました。 一応、ここで今回の議事が終わりました。最後になりましたけど、何か言い忘れ等がありましたらよろしくお願いします。
各委員	(なしの声)
部会長	ないようですね。

それでは、今、事務局のほうからご連絡ありましたように、次回、第3回の会議は10月10日を予定しております。皆さまよろしくお願いします。

それでは、以上をもちまして議事を終了いたしますので、事務局にお返しします。

事務局

部会長、ありがとうございました。

次回の会議場所につきましては、決まり次第、改めて文書で皆さまにお伝えしたいと思います。また、メール等でもご連絡できる方はメールでも事前にお知らせしたいと思います。

それでは、以上をもちまして第2回の防災安全部会の会議を終了させていただきます。本日はまことにありがとうございました。

～ 第2回防災安全部会 終了 ～